

廟所墓地管理部からのお知らせ

◆令和7年度墓地公益管理費納入のご案内

墓地内公共地の維持・墓籍管理の費用は、名古屋等の公営墓地の場合、税金を投入出来ませんが、お寺の墓地はこの公益管理費が唯一の財源です。つきましては例年同様、同封の振込用紙にて、八月三十一日までにお振り込み下さいますようお願い致します。

◆住所を移転された場合は至急お届け下さい。

使用者の死亡や転居先不明で連絡の付かない墓籍があります。転居される場合は必ず亀山本徳寺墓地管理部（079-235-0042）に転居先をお知らせ下さい。そのまま放置され、管理料を5年間滞納されますと無縁墓のリストに入り永代使用の権利を失いますので御注意下さい。

◆名義者が死亡された時は至急お知らせ下さい。

亡くなられた方が墓地の使用名義者である場合、出来るだけ早く名義の書き換えをして下さい。無縁墓を出さない為に協力下さい。継承の申請に基づいて新たに墓籍台帳を作成し、墓地使用許可証を発送します。この許可証は、墓地の使用権を証明する唯一のもので、大切に保管して下さい。

◆墓地内の工事は指定店に限られています。

墓石の工事をされる場合は、必ず指定石材店で施工して下さい。他の業者が指定店であるかのように見せかけて施工を請負い、発注者に大層迷惑がかかったケースがありますので、ご注意ください。墓石の拡張には別途永代使用料が必要です。一承知おき下さい。

◆使用されているお墓に納骨される場合は必ず埋葬届けを提出して下さい。

近年、ご使用の墓地に納骨されるに当たり、廟所管理者の確認のないまま納骨されるケースが発生しております。埋葬の届けは、国の『埋葬に関する法律』で提出が決められています。所定の埋葬届にご記入頂き、

必ず廟所管理者にお渡し下さい。管理部では埋葬記録を五年間保管する義務があります。また、埋葬記録がないと改葬許可の際に、被埋葬者の確認が管理部では出来ないことになり、法制上の手続きが出来ないことになります。従って、個人のお墓に納骨される時は、ご面倒でも埋葬届を廟所管理者（箱本）に提出して下さい。用紙は廟所にあります。ご協力お願い致します。

(様式第9号) 受付日 年 月 日
受付者 受付番号

本徳寺廟所墓地個人墓収骨埋葬届
個人墓収骨埋葬記録簿

墓地管理者殿
〔墓地、埋葬等に関する法律〕並びに〔墓地、埋葬等に関する法律施行規則〕の規定に従い、
〔火葬許可証〕・〔埋葬許可証〕・〔改葬許可証〕を添付の上、下記のとおり収骨埋葬の届を提出いたします。

許可証〔火葬・埋葬・改葬〕番号 埋葬日 年 月 日

埋葬受託者 氏名 納骨者との関係
(埋葬委託者から見て)

住所 電話

埋葬者 氏名 法名(宗教上の氏名)

住所 電話

死亡年月日 年 月 日 死亡年齢 才

所属寺院 宗派

墓使用人 氏名

住所 電話

個人墓の収骨埋葬に関しては、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」(第8条の1)により
墓籍(墓地管理費及び死亡等の記録を収められたもの)の記録が義務付けられております。
また、「墓地、埋葬等に関する法律」(第14条の1)で法務大臣の発行した「埋葬許可証」、
「火葬許可証」または「火葬許可証」の発給が義務付けられております。従って収骨埋葬され
る場合は上記にご記入の上、「火葬許可証」(なければご提出下さい)を添付して墓地管理者に
提出して下さい。

右書面が埋葬届です。廟所管理部または亀山本徳寺墓地管理部にあります。個人使用のお墓に納骨する際には必ず提出して下さい。

◆毎年お送りしている管理料請求書に記載されている墓籍内容をご覧いただき、墓地の使用名義と使用面積を、今一度確認下さい。その上で墓地規則をご一読いただき、規則に則つようご協力下さい。

近年、世代替わりが激しく、今までに習慣化したお墓との関わりを知らない方が多くなりつつあります。お墓があることを知らないのは論外としても、墓地の手入れや蜂の巣などの撤去などを放棄してしまったり、無断で使用面積を拡張されたり、知らずに指定業者以外の石材店に工事を依頼したりする違法行為があります。指定業社は墓地の需要が激減しているため廃業が多く、現在、下記の9社となっておりますのでご注意ください。

◆駐車場並びに周辺道路での事故にご注意ください。

廟所の駐車場は台数が限られております。また駐車時

に車止めを乗り越えて道路に転落する事故も発生しております。南側の道路に駐車される車も多く、付近に迷惑がかかりますので、早朝が夕刻など出来るだけ混雑する時間帯を避けてご参拝下さい。

近年、英賀保地区の区画整理がなされ、幅広の道路が東西に敷設されました。そのため早いスピードで走行する車が増えており、廟所駐車場の南の交差点で大きな衝突事故が頻発しております。最近も、廟所に参拝された方が事故に巻き込まれました。この交差点は未だ信号機もなく止まれの指示版がありません。十分に注意して走行してください。(本徳寺廟所墓地管理部)

◆墓参についてのお願い。

●バケツ・シャク・箒は元の場所にお戻しください。
●自動車で参詣の際には周辺住民に迷惑がからないようお願いします。

●供物は墓前に安置し、お参りが終われば持帰ってください。動物のえさ場になりごみが散乱します。

本徳寺廟所墓地指定石材店

髷大川石材	四郷町山脇 83	079-252-0345
木村石材店	飾磨区山崎 190-2	079-236-2257
伸陽造園石材髷	飾磨区今在家 1066-10	079-234-5120
八田石材髷	網干区大江島古川町 120	079-273-3538
播州石材髷	大津区恵美酒町 2-81	079-237-0900
平野屋石材	今宿 1828-1	079-294-2988
毛利石材	白浜町乙 35-1	079-246-0276
和田石材工芸	南条 1-39	079-281-6878
117 プラザ	加古川市尾上町旭 3-50	079-426-0126